

議員全員協議会

日 時	令和元年10月17日（木）閉会中	8時55分 開会 11時14分 閉会
場 所	相良庁舎4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 太田佳晴 副議長 15番 鈴木千津子	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝 3番 原口康之
	4番 吉田富士雄	5番 平口朋彦 6番 藤野 守
	7番 大井俊彦	8番 名波喜久 9番 植田博巳
	10番 村田博英	11番 良知義廣 12番 澤田隆弘
	13番 中野康子	14番 大石和央
欠席議員		
事 務 局	局長 植田 勝 次長 原口みよ子 書記 大塚 康裕 書記 北原 大輔	
説 明 員	市長、副市長、教育長、政策理事兼企画政策部長、総務部長、政策 監秘書政策課長、防災監、防災課長、建設部長、建設課長、水道課 長水道課業務係長、産業経済部長	
傍 聴		

署名 _____ 議長

開会の宣告

○議長（太田佳晴君）

皆さん、おはようございます。若干定刻前ですけれども、ただいまより議員全員協議会を始めさせていただきます。

過日の台風19号においては、杉本市長を筆頭に、職員の皆様には終日の対応、また、その後の処理ということで、大変お疲れさまでございました。また、各議員におかれましても、各地区での対応にご尽力いただきました。お礼を申し上げます。

ただ、今回の台風で残念なのは、牧之原市内で1名の方がお亡くなりになりました。今後、台風に備えること、また、徹底した命を守るための危機管理というものを考える必要性を感じましたので、また今後ともよろしくお願いいたします。

2 市長報告

○議長（太田佳晴君）

それでは最初に、市長報告からお願いします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

おはようございます。

きょうは、皆様にお示ししてある、主に災害の関係につきまして、台風19号の関係につきまして報告をさせていただきます。

まず最初に、資料1のほうをごらんいただいて、11日から13日の台風19号における報告ということであります。

先週、10月12日土曜日に静岡県を直撃いたしました台風19号であります。今回の台風の対応について報告をさせていただきますが、詳細につきましては、後ほど防災監から詳細を説明させていただきます。

今回の台風19号では、県内東部、伊豆を初め、山梨、長野、あるいは関東、東北と甚大な被害が発生しているところではありますが、当市においては、この台風の影響において、萩間地区の男性が、先ほど議長からお話もございましたように、70代の男性がお一人亡くなっているという状況であります。

この男性につきましては、男神基盤整備組合の組合長でありまして、非常に責任感の強い方であったと伺っております。こうした風水害のときには、必ず現地へ出向いて状況を確認していたというようなことでもあります。今回も風雨がおさまった後、午後7時過ぎに、水田の断水状況等の確認をしたと思われそうですが、そうした中で、台風により冠水した水田に車ごと水没をして、水

死をされたというような状況であります。

やはりこうした消防団活動もそうですし、地域の皆さん、地区、自治会の皆さん、そして、市の職員もそうでありますが、やはり不要不急といいますか、外出は控えるということは大前提でありますし、そういった公務であっても安全第一ということが改めて重要であるということが確認できたわけでありまして。そんなことで非常に残念であります。こうした同様の事故が起こらないように、今後もしっかりと市民意識の、防災意識の向上に努めていく必要があるというふうに思っております。

それでは、資料1をまずごらんいただく中で、牧之原市といたしましては、気象庁等からの事前の情報、特に狩野川台風に匹敵するであろうということが当初から言われておりまして、気圧は915ヘクトパスカル、あるいは風速は45メートルというようなことが想定をされておりました。雨量についても600から800降るといったことが言われていたわけでありまして。

そうしたことから、この資料1にございますように、黒字で少し太くしてありますが、牧之原市では11日の15時、まだ雨が降る前に避難準備・高齢者等避難開始を発令させていただきました。そして、翌朝7時ですが、もう午前3時、4時ごろから風雨が多少強まってまいりました。そうしたことで、最悪の一番厳しいときに避難勧告を出すのではなくて、避難可能なときに出すということで、午前7時に避難勧告を発令させていただきました。そして、小康状態となった11時45分、ここで避難指示を出させていただきました。

そんなことで、ここにもございますように、1枚、2枚めくっていただいた4のところにございますけれども、市の指定避難所、そして、自主防が設定した避難所、合わせて784名が避難所に避難をしたというようなことでもあります。過去、このような避難者が避難所に訪れるということとはなかったわけでありまして、やはり報道、それから市からの情報提供によって、こういった形で大勢の方が避難をしていただいたと。防災意識が高まっているということは把握、確認ができたということでもあります。

そうした中で、2番のところをごらんいただきたいんですが、雨量の状況ですが、静岡空港で総雨量が375ミリということでもあります。400ミリ近い雨を24時間で記録したと。これは、昭和57年に460ミリほどの降雨を経て大災害があったわけですが、勝間田川の決壊等がありました。それに匹敵する大雨だったということでもあります。

次のページにございますように、東中橋、深谷橋、坂口谷川橋の水位計は、ともに氾濫危険水位を超えました。特に勝間田川については、氾濫危険水位が3メートル40のところを4メートル8センチということで記録をいたしました。これは18時50分ではありますが、そうした氾濫危険水位を超えた状況から、ここの下の写真にございますように、上流部から行きますと、これは少し引き出し線が間違っておりますので、後ほど修正したものと差しかえさせていただきますが、三栗側の合流点から勝間田川合流点までの左岸側で四、五十センチ越水したのではないかと思われるような痕跡が残っております。そして、東名の南側になります。この権九川の合流点というのは。これと朝生川の合流点付近の右岸であります。こちらでも越水をした痕跡が残っておりま

す。そして、新戸川の合流点付近の右岸でも越水をしたと。また、ここには出ておりませんが、新戸川、そして橋柄川、藤沢川の合流した庄内の排水機場がございしますが、その付近一帯は一面越水をして、浸水をして、山手幹線が深谷橋から戸塚橋までずっと、ローソンのところが通行どめになったというような状況でありますし、静波四丁目の左岸、そして静波十丁目の左岸等、至るところで越水をしたということから床下浸水、床上浸水が発生したと。

また、萩間川においても荒川の合流付近、あるいは西萩間の左岸とか、あるいは下流部においても、このみなと橋の上下流部の右岸側において越水をするというような状況が発生しております。

また、坂口谷川においても本線の越水こそなかったんですが、内水位の氾濫ということで、沢垂川水系で相当な面積の浸水被害が出ております。牧之原警察署の駐車場が30センチほど浸水をするというようなことで、警察車両も出動できなかった。あるいは榛原病院の入り口の道路も冠水をして救急車が入れなかったというような状態が発生しております。

そして、国道南側の本橋テープさんがある坂口谷川左岸側においても浸水被害が発生をいたしまして、この両地区につきましては市の排水ポンプ、そして国土交通省の排水ポンプを設置させていただいて、トータル十数時間に及ぶ排水作業を行ったわけではありますが、そういったことで若干の軽減にはつながっているということでもあります。地域の皆さんからは大変ありがたかったというような感謝の言葉もいただいているという状況であります。

そうした中で、以下のような3番の被害状況がございしますが、床上、床下浸水については床上が9世帯、そして床下が56世帯であります。今後、まだ調査の結果が反映されていない部分もございしますので、20件ほどの上乗せがあるかというふうに思います。

そして、海岸についても今回、海岸のトイレというようなことで載っておりますが、海岸の護岸が相当やられております。静波においては、新堤の先が崩壊するというようなことも発生しておりますし、駐車場の壁があらわれたり、舗装があらわれたり、あるいは今現在、静波海岸の道路であります。砂と、それから漂着物、流木等によって封鎖されております。26日に防潮堤の感謝祭を行います。それまでには御前崎港湾事務所、そして市と、そして今回、今度の土日には、サーフィンの静岡2区の皆さんがサーファーを集めていただいて、ごみの除去の作業を行っていただくとか、ボランティア作業を行っていただくというような運びにもなっております。そして、坂井平田漁港から相良港、相良サンビーチ、そして、地頭方漁港においても護岸等の洗堀、決壊が多数発生しているということでもあります。災害復旧事業で対応をするというふうに考えているところであります。

そして、事業所関係の浸水被害が4件ほど出ておりますが、エノテックさんと佐藤自動車さんは、今、これは床下となっておりますが、事務所の床は40センチから50センチ浸水をしておりますので、これは床上というふうに訂正をいただきたいというふうに思います。

それから、道路のほうですが、決壊、崩壊が50件を超えるという状況でありますし、そのほか農道、それから水路、河川等を含めると100件近い災害が発生しているという状況であります。

今後、公共土木施設災害でありますとか、農業用の災害の認定の申請、これをさせていただくとともに、予備費等を使って調査費、そして応急の工事を行いたいというふうに思っているところでもあります。

この関係については、市の被災状況については以上とさせていただきます。

続きまして、資料2の福島県相馬市及び南相馬市への支援ということであります。

まず、相馬市への災害支援についてであります。これは新聞報道等が一昨日あったかと思えますが、相馬市では台風19号において、ダムからの浄水場に水を送る送水管が被害に遭って、その影響で市内全域が断水をしているということでもあります。

台風翌日の13日の日曜日に、福島県相馬市と災害協定を結んでいる島田市からの支援要請に協力する形で相馬市へ物資支援を行ったところでもあります。当市からはアルファ米、ワカメご飯6,550食、そして飲料水500ミリリットルのペットボトルを480本用意させていただき、島田市と合わせまして、アルファ米は同様の6,550食、飲料水が4,560本を島田市と島田市消防の職員3名が14日の月曜日に相馬市へお届けをさせていただいたということでもあります。

そして、南相馬市への災害の支援であります。南相馬市につきましては、平成28年9月27日に災害協定を締結いたしまして、台風19号により、こちらも水源地が水没をして、さらに各所の水道施設が破損した影響で、市内の鹿島地区全域を中心に、各所で断水をしており、その復旧には1カ月以上かかる見込みであるというふうに伺っております。

そうした中で、市内ではもろい土壌というようなことで、雨量は400ミリ弱、我々のところと同様というふうに伺っておりますが、道路、あるいは山腹ののり面崩壊が各所で発生しておいて、被害の拡大の防止のために、そういったのり面に養生シートを張りたいが、大量のシートが必要になるということでもあります。現地では、前回の台風15号等により、ブルーシートが不足して調達できないという状況で支援要請がありましたので、こちらにつきましても当市のストック1,000枚と、島田市も同様に災害支援協定を結んでおりますので500枚、合わせて1,500枚を支援提供させていただいたところでもあります。先ほど8時半から、当市において出発式を行いまして、島田消防の車両で、牧之原、島田消防から1名ずつと、当市防災課職員1名が支援に向かったところでもあります。

続きまして、資料3であります。台風19号の水道課職員の災害派遣ということでもあります。

熱海市、函南町に上水道を送る県駿豆水道の送水管が900ミリですが破損をして、断水が発生していると。熱海市、函南町で合わせて9,800戸と。一時期は熱海で1万2,000戸、函南で2,000戸というような報道もされておりました。特に熱海市では、現在も多くの戸数が断水となっているとのことでもあります。

当市でも水道協会からの要請、そして、熱海市からの要請を受けまして、熱海市へ職員2名及び給水車2トンを派遣いたしました。熱海市へは県内からは沼津、御殿場、伊東、富士、藤枝、浜松、島田が既に派遣をされておまして、当市で8市目の派遣となります。そして、函南町へは他市から4台が派遣をされているという状況であります。昨日16日の16時から出発式を行いま

して、けさ4時に熱海へ出発をいたしました。22日火曜日までの予定で支援を考えております。県は22日までには完全復旧したいというようなことで言うておりますので、復旧するまでの間ということですので、若干延びるかもしれません。

そして、現地周辺には、こうしたことから、旅館等もございしますが、旅館も休館をしているというようなことで、宿泊施設が確保できないという状況でありますので、職員は代替用の車といひますか、通勤用の対応といひますか、毎日、朝出かけて夕方帰庁するという形で、22日までピストンで、交代で水道課の職員が対応しているということで予定をしているところであります。

そして、続いて、資料はございませんが、その他の災害支援ということであります。これは台風15号の関係であります。9月9日、千葉県山武市への支援ということであります。こちらについては報道提供がされているところであります。千葉県山武市では6月20日に災害の協定を締結いたしました。

この支援であります。台風15号によりまして、山武市では屋根瓦とか屋根の損壊の被害が相当数発生をしております。そうした中で、やはりブルーシートが不足をしているということでありました。当市では9月14日、15日に、ブルーシート1,500枚を市の職員がトラックで届けるということに対応しております。

そして、その後、山武市からは今回の19号が発生する前に、上陸する前までにということで気を遣っていただきまして、こちらでもそういった被害が出るのではないかとということで、全国からブルーシートをかき集めていただいて、そのシートをお返しいただいたということと、感謝の意を受けている次第であります。

そして、もう一つであります。15号関連では、被災市町に対する職員の派遣ということあります。この千葉県を中心とした被災市町村を支援するために、静岡県と県内市町会、自治体が協力して、千葉県南房総市に静岡県現地支援本部を設置して、災害から1カ月以内に実施する必要がある家屋被害調査を支援するために、10月7日の月曜日から10月11日の金曜日までの1週間、静岡県派遣隊30名が派遣されましたけれども、牧之原市からも税務課の職員1名を派遣したところあります。無事にこの任務を終えて帰還をしているところであります。

台風関連については以上でございます。よろしく願いいたします。

では、防災監、補足があったら詳細をお願いします。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

申し上げるべきことにつきましては、ほぼ市長が申し上げましたところでございますが、先ほど、市長から作図の件につきまして訂正がございました。昨日、私がつくりました。まことに申しわけございませんでした。

とりあえず、補足といひますか、言うことは特に、もうほぼ市長が申し上げましたので、ございませんが、何かご質問があればお答えをいたしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○議長（太田佳晴君）

それでは、ただいま市長から報告がありました台風関連について、一括して質問があればよろしくをお願いします。

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

基本的なことで申しわけないんですけど、西萩間の清風園の前、あそこは土砂崩れがございましたよね。朝行きまして、かなり広範囲というか、ああいう道にしては大きな土砂崩れだったと思うんですけど、ああいう中に人が埋まっていないとか、車が埋まっていないとか、そういうのはどういう確認をするんですか。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

人が埋まっていないかどうかということに関しましては、まず、市民であれば行方不明者、安否確認ができないという人がいれば、それは、そこに埋まっている可能性とかを含めて捜索、つまり行方を捜すということが必要になってまいります、今のところ当市を含めても、周辺市を含めても行方不明というものがございませんで、今のところはそういう可能性は低いかなというふうにかウントしてございます。

○議長（太田佳晴君）

藤野議員。

○6番（藤野 守君）

それでは、これだけいろいろなものが発達していても、瞬時にその場でわかるということはないですよ。ということでもいいですか。多分夜中とか、そういうふうに出歩くということはないんですけども、車が通るといことも、特にああいう道ですから、ないんでしょうけれども、瞬時にわかるということではなくて、事後、そういったことの情報の中から、もしかしてとか、そういった形で探すわけですか。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

現時点ではそうせざるを得ないと思いますが、他方、今後ICTの技術が発達してきますと、例えばある車がカーナビを積んでいて、その車が土砂崩れに遭ったという場合ですと、いわゆるビッグデータとして、そこを検知して、それとその情報がつながるといような技術ができる可能性もございます。今のところは今申し上げた状況でございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はございますか。

植田議員。

○ 9 番（植田博巳君）

2点ほどお聞きしたいんですけど、今回の台風が超大型ということで、世界的にも注目されていたということなんですけれども、今後、これからこういった台風が特別な台風ではなくて、当たり前前の台風だというようなことで報道されています。

そういった中で、今回、このような越水とか、そういう事例が結構多数出たということで、二級河川が県管理の河川になると思うんですけども、それに対する、今後の越水に対する対応、それぞれの地域によって対応方法は違うと思いますけれども、強力に県土木等にその対策を申請していただきたいと思うんですけども、その辺の状況はいかがですか。

○ 議長（太田佳晴君）

杉本市長。

○ 市長（杉本基久雄君）

先ほどは3河川の被災状況といいますか、水位の関係とかをお話しさせていただいたところがありますが、氾濫危険水位を3河川とも超えているという状況の中で、この3河川全て、現在、河川整備計画に基づく河川改修が行われているところであります。

そうした中で、進捗がなかなか進んでいないというような状況であります。特に勝間田川については、河川の断面が改修改革の断面が3分の1ということですが、その3分の1すらできていない。今後後川橋まで来るのに10年かかるというようなことも言われております。そして、坂口谷川についても、まだ今河口の水門が整備されている段階、護岸とか断面各部については全く手がついていないという状況でありますし、萩間川については8分の1の改修ということで、ここまで改修が進んでいるので、被害状況が他の河川の流域に比べて少なかったのかなと思いますが、まだ上流に向けて整備計画があるということですから、建設部に今回の浸水状況、越水の状況、これを全て調査して、今回の状況をもとに、早急にこの3河川の整備促進、これを県知事に要望するように資料の作成、被災状況も含めて指示をしたところであります。できるだけ早い段階に要望に伺いたいというふうに思っております。

○ 議長（太田佳晴君）

植田議員。

○ 9 番（植田博巳君）

ぜひお願いしたいと思いますし、緊急的にできる対応措置、整備計画に基づかなくても、即対応できるような内容も場所によってはあると思いますので、その辺は迅速に対応していただきたいと思います。

それから、もう一点です。避難者が784名ということで避難されているわけですけども、各指定避難場所以外の地区の公民館等にも避難された方も多いということで、ちょっと避難に対する市の内規とか、そういうことについて一点お聞きしたいんですけども、今回、最終的には、9時ごろには皆さんお帰りになったということなんですけれども、避難勧告と避難指示が強制的にですよね。緊急で避難指示の場合は、もう避難してくださいということなんですけれども、実

際は毛布とか食料は各自持ってきてくださいという広報がございますけれども、そして、長時間経過した場合、避難指示、避難勧告の場合、1食分しか持ってこなくて、夕方ないよといった場合、市の規定の中で、保存食、南相馬のほうに送られるとか、そういう期限切れになって大量処分するときもあると思うんですけども、そういったものの食料を支給するという決まりはないんですか。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

これは、条例とか規則とかというレベルではなくて、計画レベルで示しているものでございます。被害が甚大な状況になれば、もちろん災害救助法が適用されるというようなこともございますし、また、そうでない場合については、必要な場合は市で支弁をするというような形で計画はされております。

他方、何でもかんでも出すほど市の保存は潤沢ではございませんので、そういう形を踏まえますと、まずやっぱり自助、共助、公助という順番でそういったものを出していくのが順番的にはいいんじゃないかと。すなわち、最初の持って出る分についてはご自身がというようなこと、また、できれば次に自主防災会などで備蓄しているもの、そして、さらにそれがなくなるころには市のもの、さらにそれがなくなるころには国から来るとというような段階を追っていけるのが理想だとは思っております。

なかなか個人がそれを持ち出せるか、あるいは自主防の備蓄がどうなっているかというようなことを踏まえますと、それを個々のケースによりまして、対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（太田佳晴君）

植田議員。

○9番（植田博巳君）

そうすると、状況に応じて対応するよということなんですけれども、その状況の条件的にどうというような、二日間かかるとか、三日だとか、それぞれ条件的には出るんでしょうけれども、そういったある程度の想定範囲、そういうものはやっぱり決めておく必要があるのかなと思います。

中には避難指示とは、もう命令ですので、当然そういうのは保存食の提供があつてしかるべきだという意見も中にはあるものですから、そこら辺の基準みたいなやつをある程度つくっていただいたほうがいいのかなということです。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

一応市として広報しておりますのは、皆様のご家庭におきましては、1週間分の備蓄、それと、持ち出しに際しては、できれば3日分、また、体力の劣る方についてはその体力に応じて持ち出

せる分を持ち出していただきたいということを日々広報しているところでございます。

また、国につきまして、例えば南海トラフのような大規模災害がありますと、国はプッシュ支援を発動いたします。それは、まずは、こういった南海トラフのような大きな地震が起きたときには、市からのリクエストがなくても、もう国から自動的に送り出すと、そういう計画でございまして、これにつきましては、食料品を含む生活必需品を送り出すんですけれども、目安としては、発災から4日目の昼ご飯を国からの支援で出せるようにという計画をしております。

したがって、各人で持ち出す部分と、国からのプッシュで来る部分のギャップを埋めるのが自主防と市の役割であると理解をしておりますので、それに応じられるように必要な量をはじいて、毎年少しずつ備蓄をしているところでございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問はございますか。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

今回の台風の災害の関係で、罹災証明の必要な方がかなりいるかと思うんですけれども、今自分の頭の中で考えると、総合的な窓口は社会福祉課かなというような感じもしますし、また、固定資産、あるいは償却資産の関係もあるものですから、税務課の職員の確認も必要かなというふうに思いますけれども、この罹災証明の申請から交付までの流れというか、手順というか、その辺を少し教えていただけますか。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

現在、これはホームページのほうにも現在掲示しておるんですけれども、ちょっとすみません、読ませていただきます。

このたびの台風19号で建物に被害があり、罹災証明書、被災届け出証明書の交付を希望される方は、下記の書類をご持参の上、総合福祉センターさざんか、社会福祉課、または相良窓口課へ申請してくださいということで、必要なものとして、被害の状況を確認できる写真、印鑑。写真で被害状況が確認できない場合、現地へ確認に伺う場合があります。また、調査の結果、被害が認められず発行されない場合がありますということで、申請先は、さざんかの社会福祉課か、相良庁舎の相良窓口課というふうな形で広報させていただいております。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

現地を確認するのは税務課の職員ですか。職員以外の専門家の方々もそこに加わるのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

基本は税務課の職員で今現在回っております。これは、被害が大きくなってきた場合、例えば他の市からの応援職員に参加をしていただくとか、またあるいは、難しい場合については、そういった専門の技術を持った方にさせていただくというようなこともございます。

実はきょう、このたび、災害救助法の弾力的運用ということで、災害救助法が適用されているところの市町、当市は今回違うんですけれども、にあつては、一部損壊であっても、その支援をするという形が検討されておるんですが、それをするためには、今度は一部損壊も上と下に分けるというようなことで、それをきょう、ちょっとこの後、県のほうで説明会が開かれ、映像配信もされるというふうに伺っておりますので、そういったことで、関係者についてはしっかり勉強してかかりたいと考えております。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

被害に遭われた方々については、やっぱりその罹災証明によって保険適用の関係もかなり微妙な違いも出てくるかとは思いますが、その辺はしっかりと現地確認、あるいは写真確認をした上で、適正な罹災証明書を発行していただきますようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

台風前後に、いろいろ私のところにもたくさんのご意見をいただいています。その中でも、先ほどの植田議員の話ともかぶるんですけれども、ちょっと見解をお聞きできればと思います。

まず、二級河川、先ほど河川改修の話もされましたが、上流にお住まいの方々だと、中州に立っている木とかが倒れるんじゃないかとか、やはりしゅんせつがちょっと足りない部分とか、草木が生えているというのが非常に心配だと。そういうことは今後どうするのかというふうな問い合わせがまず一つ。護岸改修とはまた別の部分ですよね。そこの問い合わせが一つ。

あと、避難勧告と避難指示が全くわからないと。どちらがより強いのかというのが全くわからないと。これはもうイタチごっこになるんですが、以前もきっちり発信はしているんですが、全ての方がそれを理解してくださっていないということで、指示と勧告の違いというものを今後どのように周知していくのか。

あともう一個だけ。指定避難所が10カ所あるんですが、それ以外に自主避難所を自主防の方々が開いてもらいました。しかし、主に皆様に届くのは、SNS等を使っていない方に届くのって、

やはり指定避難所の部分が大きいですよね。

そういった中で菅山の方、大江の山の方、あと萩間の方から、それぞれいろんな方法でご連絡をいただいて、うちの近隣に避難所が建っていないということは、我々のところは避難しなくていいんですかという問い合わせをいただいたんですね。いやいや、避難指示は市内1万7,005戸全域に出ているので、避難を心がけてください、避難してくださいというふうに私は言ったんですけど、この避難所の開設状況によって、うちの地区は避難が必要ないというふうに判断されてしまうんだなと今回思ったんですね。そういった意味で、そういう避難所の開設について、どういふふうに考えていらっしゃるか、見解をお聞かせください。三つお願いします。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

私からは、2番目と3番目の質問についてお答えをいたします。

勧告と指示がわかりにくいということについては、私も以前から問題意識を持っておりました。勧告は破裂音で始まり、指示は摩擦音で始まるので、破裂音のほうが強く聞こえるのが人間の自然だと思っております。そういったこともあり、国もいろいろとこれまでの教訓を踏まえて、それでレベル4、全員避難ということをとしから運用し始めました。これについてはカラー刷りのチラシを春先に全戸配布いたしまして、実はそこに全てが書いてございます。

要は、まずそこには、平素からハザードマップなどを見て、自分のお住まいの場所がどんな危険があるのか、洪水があったときの浸水をするのか、あるいは土砂災害の危険があるのか、そういうことをまず確認してくださいということが書いてあります。

そして、レベル2、3と上って行って、レベル4と言われたときには、全員避難という言い方をしております。レベル4イコール避難勧告であります。避難勧告の時点で、もう皆さん逃げてくださいということで、最初そういう言い方をしましたところ、梅雨どきの豪雨のときに、鹿児島市が国の言い方で、そっくりそのまま皆さん避難と言いましたところ、もう猫もしゃくしも避難をし出したといっても、ほんのあの鹿児島市の6パーセントの方が避難行動をとっただけで避難所がパンクをしてしまったということがあり、これはちょっとまた示し方を考えなきゃいけないということがありまして、やはり危険な場所をよく確認してくださいということをそれ以降強調しているところでございます。

なので、まずは避難勧告で危ないという場所の方は全て避難をしていただく。避難指示というのは、さらに迷っている人の背中を押すためのものという位置づけとされておりますので、指示は強制力かといいますと、法律的な強制力という意味の、例えば罰則があるとか、それに従わなければ罰則があるというような強制力はございません。逃げてくださいというのと、逃げなさいと言っている言い方の違いであって、それを強制力というかどうかですけど、いわゆる罰則がないという意味では一緒でございます。まず、これが勧告と指示の件でございます。

続きまして、避難すべきかどうかと避難所の関係です。実は、よく頭を整理しますと、今回、

台風のとくに指定避難所と申しました。一方で、指定緊急避難場所という概念がございます。例えば津波なんかですと、要するに津波が押し寄せてくるので危ない、そして、家の最寄りが一番安全なところへ逃げます。つまり高台だとか避難タワーだとか、それを指定緊急避難場所、つまり身の安全を図る場所をいっていますけれども、津波なんかですと急にやってくるので、とにかく家の近く、今いる場所の近くで安全な場所に逃げる。そこで危険が去るのを待って、待ってから、もう家を失った方はしばらく、例えば仮設住宅が整うまで、避難生活を送る場所として指定避難所で過ごしていただくという形をとるんです。

他方、台風の場合は、来るというのがわかっているというのと、裏山にいては、吹きさらしにいては危ないですから、そういう指定避難場所に行ってもらっては困るので、指定避難所を緊急避難場所と兼ねるような形で設けます。

一方で、やはり各自主防につきましても、もちろん自助、共助、公助という関係でいえば、最寄りの公民館や、そういった場所で安全な場所、つまり浸水区域の外にある公民館のような場所を自主防災組織の方々が自主的に開いていただければ、それが一番最寄りのところで、近場で安全を図ることができるということです。

他方、そういう細々と小さい場所を市が直営するというのは非常に効率が悪いので、なので、こういったケースで市が指定する場所は、指定緊急避難場所、つまり危険を避けられる場所で、ある一定程度のキャパシティーのある場所を選んで、今回指定をさせていただきました。

なので、坂部地区、そして榛原の中心部、そして丘の上の牧之原地区、そして相良地区に1カ所、そして地頭方地区に1カ所という形で設定をさせていただいて、5カ所をまず開きました。それらは近傍に、例えば榛原文化センターであれば、近傍に静波体育館がありますので、文化センターがいっぱいになれば体育館に入れるようにということで、安全で、かつキャパシティーのある場所という視点で今回選ばせていただきました。

なので、じゃあ避難すべきかどうかという観点でいうと、避難すべきかどうかの判断は、近くに指定避難所があくかどうかではなくて、お住まいの場所が危険かどうか、その一点にかかってくるということでございます。

なので、人はやっぱり正常性バイアスといって、自分は大丈夫なんだと、なぜならば、今まで生まれてから死んだことはありませんから、今まで死んだことがないので、永久に死ぬわけがないと皆さん思っている方が大勢います。でも、そうじゃないということは、るる歴史が明らかにしているので、とにかく自分の場所が安全かどうかということが避難すべきかどうかの判断基準ですということは、これも全部そのチラシにあるとおりでございますので、ぜひそういったことは皆さんにご理解と周知をまた努めてまいりたいと思います。

すみません、長くなりました。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

丁寧にありがとうございました。

勧告と指示のことなんですが、一度配布したから、一度発信したから大丈夫というわけではなくて、常日ごろから言わないと、今、防災監がおっしゃっていただいたニュアンスは確実に伝わっていません。市内のほぼほぼ皆さん知らないと思います。中には、行政の要望としてちゃんと定義づけられていない避難命令、避難命令という言葉は日本にはないんですけど、避難命令という言葉を使ってでも逃がしたという自治体もありますし、やはり勧告と指示というものを常日ごろから理解していただく努力は必要かなと今回思いました。

あと、避難所についても今の話でわかるんですが、私のところにお電話をいただいた方は、近くに水がないと、川もない。それで、氾濫する危険もないし大丈夫かねと言われたんですけど、いやいや、土砂災害の危険があるので、背後に山があったら逃げてというふうに言ったんですけど、それすらも、全域に避難指示が出ているよと言っても、避難所が海っぺりのほうしかないと、今回は水の危険だけなんだなというふうに捉えられちゃうんですよね。もちろん土砂災害の危険性と書かれていたんですけど、SNSでは。

そういったことがやっぱり、名は体をあらわすじゃないんですが、先ほどおっしゃったバイアスがかかって、海のほうしか避難所が開いていないとバイアスがかかって、この辺は大丈夫なんだろうなというふうに思っちゃうんですよね。その辺はちょっと一考の余地があるかなと今回思いました。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

建設部長。

○建設部長（飯塚一日君）

すみません、一点目の二級河川内の草木ではありますが、堆積土の関係ですけれども、これにつきましては、近年、全国的に、このような大雨で災害が頻発しているというようなことで、国のほうも河川管理等に係る予算を、県のほうに多く予算のほうを出しております、国土強靱化計画ということで、この3年間、力を入れてくださっております、本市におきましても、萩間川の上流と、それから勝間田川の中流、それから上流、それから坂口谷川の中流域ということで、本年度、河川しゅんせつが行われるということで、流れもそういったことでよくなるかなと思います。

それから、通常の管理におきましては、県のほうで定期的に河川パトロールを行っております。また、うちのほうも道路パトロールを行っておりますので、そういった中で、そういった異常等があれば通報させていただいておりますし、市民のほうからも通報があれば県のほうへ伝えまして、すぐに対応していただけるようにということでお願いをさせていただいております。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

鈴木長馬議員。

○1番（鈴木長馬君）

私は2点質問させていただきます。先ほどの平口議員の質問と関連しますが、当初、5カ所について避難場所が開設ということなんですけどね。それが、その地区に該当しない方はどこに行ったらいいかわからない、そういうふうに非常にわかりにくい指示だったと思うんですね。だったら、全部、避難指示できる場所を全部当初から指定したほうがよかったんじゃないかなと、そういうふうに思います。

2点目としましては、河川の越水の箇所ですけど、これは萩間川なんですけど、2カ所ということですけど、まだほかにもあるものですから、全域ちょっと挙げるときには調査していただきたいと思います。

以上、2点ですけど。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

一点目につきましては、教訓として参考にさせていただきます。

○議長（太田佳晴君）

建設部長。

○建設部長（飯塚一日君）

二級河川につきましては、現在、通報、あるいは市の職員が回った中で確認しているところを挙げさせていただきましたけれども、今後、土木事務所と一緒に、全域について、越水等の痕跡、こういったものについて調査をさせていただきたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

私のほうから一点確認させていただきたいんですけども、昨日、川崎区の評議委員会があって、私参加してきたんですけども、そこでいろんな意見が出てきて、特に同報無線の関係なんですけど、同報無線はまだ市内全域デジタル化されていないということなんですけども、聞きやすいという箇所と聞きにくいという箇所が当然あるんですけど、その中で、情報がデジタル化されることによって、インターネットで、パソコンだとかスマホとかでも見れるということだったんですけども、その情報はほとんどの方が知らなくて、1名の方がホームページで見て、今やった内容がそこで見れるということを確認できたということがあったんですけども、ほとんどそういう情報も知らない、わからないということだったので、広報でもそういったものを載せてあると思うんですけど、いま一度、そういったものを大々的に、広報の見開きにぼんと載せるとかということもやっていかなきゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、その辺に関して

はいかがでしょうか。

○議長（太田佳晴君）

防災課長。

○防災課長（桑田浩之君）

同報無線については、まだその連携の部分についてはシステムが構築されておりませんので、今構築中ということでございますので、構築した暁には、広報、そしてメール配信とかライン配信とかということになってきますので、各地区を少し丁寧に回らせていただいて、操作方法等をしっかり皆さんのところにお伝えして活用していただくようお願いをしたいと考えております。

今回、やはりエリアメールということで、携帯電話、スマホ等をお持ちの方については、避難指示、避難勧告については、エリアメールに強制的に配信をすることができますので、そういったものを見た方については、持っていない方について、少しそういうのが出ているよということで、お隣同士、そしてご近所同士、自主防の中で周知をして、避難をお互いにということやっていただけるとありがたいなと思っておりますので、そういったものもまた周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

今の同報無線の関係なんですけれども、情報を発信する際に、まずアナログ回線で発信しているんですか、それともデジタル回線に出ているんですかね。その辺が、ハウリングして聞き取りにくいということがすごくいろんなところで出ていたものですから。

○議長（太田佳晴君）

防災課長。

○防災課長（桑田浩之君）

今、まだアナログの子局もございますので、配信するものについてはデジタルの親局で配信しています。デジタルにかわっているものについては、もうデジタルの波で行きますけれども、まだデジタルになっていない子局等については、デジタルからアナログの発信機を通じて電波を出しておりますので、そういったところが、新しくスピーカーが直って、まだ既存のアナログの子局等がついているところもありますので、ちょっとハウリングとかというのがあることもあると思いますけれども、また全部整備されればそういったことのない、また聞きやすくなるように今努めておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

ほかにはよろしいですか。

大石議員。

○14番（大石和央君）

一点だけお願いします。道路、河川以下100カ所ぐらいあるわけですがけれども、この災害復旧に関してですけれども、応急の処置も含めてこれからされるとは思いますが、実際田畑で被害が出ているわけなんですけれども、どんなことで、要するに時間的にかかるのかなど。優先順位もあろうかと思いますが、実際耕作している場合、緊急に何らかの措置をしていただかないとならないのかなというふうに思っていますけれども、そのあたりについてお願いします。

○議長（太田佳晴君）

建設部長。

○建設部長（飯塚一日君）

市が管理する道路、河川でありますけれども、土砂崩壊等で堆積したというようなものにつきましては、すぐに撤去ということで対策をさせていただいておりますけれども、あと、復旧が必要なところにつきましては、国の支援を受けて実施をしなければならないところもありますので、そういったところについては、今、昨日も既に県にも同行させていただいて確認をしていただいているというような状況でありますけれども、これから申請をしまして、最終的な査定を受けて復旧のほうに入っていくということになりますので、多少お時間がかかると思います。

その前に、安全を確保しながら、通せる状態には、できるだけ応急復旧というようなことでさせていただきたいなということで考えております。期間については、今、大きな主要幹線のところは3カ所ほど通行どめをさせていただいておりますけれども、1、2週間のうちにはしたいなということで考えております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

安全安心で早急をお願いしたいんですけれども、先ほども言いましたけれども、農地に関して、やはり作物を耕作している関係上、復旧がおくれると、非常に支障があるということもありますので、そうした場合をどのように優先順位をつけながら早急にやっていただけるのかと。個人的に、そういったものに手をつけていいののかも含めて、そのあたりのところを。

○議長（太田佳晴君）

産業経済部長。

○産業経済部長（大石光良君）

農業関係ですけれども、基本的には農地の管理、畑の管理とか、そういうようなことで、支障になるところについては早目に対応していきたいというふうに考えておりますので、上側ののり面とか、そういうような土砂については早目に撤去するというようなことも業者に発注をして対応していきたいというふうに思います。ただ、下のりの関係については、やっぱり安全の確保ができるのかどうかということら辺もありますので、地元の皆さんともちょっと相談をしながら、その辺の対応方法については考えていきたいというふうに思います。

あと、今回の台風で、結構田んぼの中に切った稲わらとか、ああいうものが入っておりまして、レタスの定植だとか、そういうようなところで支障になるよというようなお話も伺っておりますので、その辺についてもちょっとどのような対応をとるのか、水路に入っている分については当然市のほうで対応していきますけれども、農地のほうに入っている部分もかなりありますので、ちょっと地元の皆さんともその辺については相談をさせていただきながら、早目にその辺の対応をしていかないといけないなというふうには認識しております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

大石議員。

○14番（大石和央君）

大変かと思えますけれども、早急の対応をお願いします。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

若干補足をさせていただきます。

今、政府におきましては、激甚災害の指定の検討がなされているということでございます。これが適用されれば、公共土木施設の被害や農地等の被害に対する災害復旧工事事業の補助率がかさ上げになったり、あるいは中小企業者の被害に対し、資金繰り支援等の処置というものが行われるということがございます。

当市におきましては、幸い被害が少ないということから、災害救助法のほうは指定にはなりませんでしたが、激甚災害のほうについては、ぜひ市のほうも含めて指定していただきたいということで、県のほうには要望しているところでございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかに質問は。

原口議員。

○3番（原口康之君）

2点ほど質問します。

今回の台風被害の件ですけど、今の避難地とか避難路とかというのは、ちょっと普通に考えて、地震に対して、津波対策に対しての避難地と避難路とかということとっているんですけど、今回みたいに雨が大量に降って、高台というと、どうしても崖崩れ地域とかも近くにあるような状況がすごい多いんですけど、どうしても物理的に避難地、避難路を市で設けていただける場合にはいいんですけど、各自治体に任されている部分の避難地、避難路というのは、もう本当にちょっと今回の崖崩れ地域を見ても危険かなと思っているんですけど、その辺の市の考えていることとか、想定していることとかというものの見直しはどう考えているのか、ちょっと教えてください。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

先ほどの平口議員に対する回答とちょっと重なる部分がございますけれども、今の避難地、避難路につきましては、基本は津波減災アクションプログラムに基づいてつくられているものですから、これは台風のときには適しません。基本、そういった避難地、例えば吹きさらしの避難地は台風のときには全くお勧めできませんし、そこへ行ってはいけない場所になります。

したがって、言いましたように、安全で、かつキャパシティーを収容できる場所を、避難地を兼ねた避難所として開設をいたしますので、安全な経路を通過して、そこに避難をしていただくということをお願いする次第でございます。

○議長（太田佳晴君）

原口議員。

○3番（原口康之君）

そこへ避難、安全安心なところへ避難するまでの経路というのが、今、本当に確保されているのかなという状況にあると思うんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

ですので、台風の場合ですと、あらかじめ来ることがわかっておりますので、例えば避難準備、高齢者避難開始は、もう雨が降る前に、また、避難勧告も雨がひどくなる前に出しました。

そして、今回は、その避難勧告に重ねて避難指示を出したのでございますが、避難指示を出すタイミングも我々は慎重に図りまして、背中を押すとき、要するに台風の最盛期のときに避難指示を出しては、これは逆効果ですので、今回どうしたかといいますと、台風の雲というのは、平仮名のの字を書いて、それを尻尾のほうを上にしたような形の雲をしております。尻尾のところの雲が最初に朝の時点でかかってまいりまして、輪っかの部分が本体の雲です。そうすると、尻尾と輪っかの間に少しすき間がございます。そのすき間のときに、大体午前10時から14時ぐらいの間に今回小康状態がございました。それを見計らって、よし、避難指示をかけるなら今だということで、避難指示でもって、皆さんの背中を押して、より避難を促したという次第でございます。

○議長（太田佳晴君）

原口議員。

○3番（原口康之君）

それと、もう一点。今回の台風のときに、千葉のほうでしたか。地震も一緒に起こっているような場合があるんですけど、そういう場合の、ある程度牧之原市の避難するところというのは、そういうのはやっぱり想定されているんですかね。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

複合災害が仮に起きた場合は、まずは、最初に起きたほうの災害に対して安全を図っている状態で、後のほうの災害が起きるということですので、なので、最初の災害に対する体制で、後から来た災害に対する対処が難しいということが仮にあれば、それはもう当然修正する必要がございます。

例えば静波体育館に人が避難しているときに、例えば大地震が来て、津波が来るというようなことがあれば、そこは浸水区域内ですから、大急ぎで高い建物の上に上がっていただくとか、そういったことをやはりする必要がございます。

○議長（太田佳晴君）

ほかは。

村田議員。

○10番（村田博英君）

私は細江ですから、坂口谷川の関係で質問と、それから、今回の職員の防災活動について、市民が感謝の言葉を伝えてくれということと言われましたので報告いたします。朝から張りついて、よく頑張ってくれたという声でございます。

明けて10月13日、祭りがございまして、14、15、祭りなんかやっている場合じゃないという声もあったんですが、練習した子供たちのためにということで祭りを挙げて、その間に復旧作業をやったわけですが、これも一般ごみ、稲刈りの後ですから、わら、それから床上、床下の畳廃棄物等がございましたが、これも焼却センター、さんあーるが受け入れをしていただきました。

一点だけ質問というか、問題が出ましたので申し上げますが、防災本部の解散が早いのではないかと。要するに、やはり消毒剤とか、いろんな自主防が問い合わせをする際に、やはり縦割り体制というふうに戻っているので、ぜひこれは、窓口の一本化を図ってほしいということの要望がございました。

今後、100年に1回と言われているような台風でありますので、今回、市長も検証をしたいということでございますので、ぜひ検証をしていただいて、今後の対策に結びつけていただきたいなと思いますが、防災本部はできたのはわかっていますが、どういう範囲で解散するのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（太田佳晴君）

防災監。

○防災監（近藤恒史君）

今回の災害対策本部の経過につきましては、資料1-1ページにあるとおりでございまして、まずは、最初の目的、主眼としまして、まずは、人の命を守るという観点で、避難準備から始まりまして、避難勧告、避難指示、そして、それぞれの状況を把握して手を打つ、命を守るための

手を打つという体制で対策本部の活動をやってまいりました。

そして、とりあえず命の危険が去りましたという時点で、一旦災害対策本部という体制は解散をしまして、以後、その後の災害の後の片づけといたしますか、さまざまな処置をすべき体制に移行したわけですが、一方で、ご指摘がありましたように、そういったことが、ふぐあいがあったということでしたら、またさらに検証して、より適切な体制がとれるように検討してまいりたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

ただいま各議員からも大変多くの意見が出ました。今後、災害復旧、また、対応すべき要件が大変多岐にわたると思います。市民の皆様の目線に立って、きめの細かい対応をぜひよろしくお願いいたします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

ただいま議員の皆さんからたくさんのご意見をいただきました。今回の対応が全て100点満点というふうには決して思っておりません。そういう中で、今回の教訓を生かして、市民の皆様にまだまだ伝わっていないことが私もたくさんあるというふうに思っております。

今回の経験を踏まえて、よりよい体制、市民の命を守る、そうした体制の構築に向けて、さらに磨き上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（太田佳晴君）

それでは、次の報告事項に移ります。

適正な事務執行の徹底についてということで、資料をごらんいただきたいと思っております。

適正な事務執行を求める申入書と、適正な事務執行の徹底についてという、ホチキスでとめてありますけれども、ごらんいただきたいと思っております。

まず、今回、9月議会において、提出議案の訂正、また、関係資料の訂正が多く発生をいたしました。そういったことで、定例会終了後に、私の判断で適正な事務執行を求める申入書、これをもう早急に提出する必要があるということで、10月7日の議運では、この文章を確認させてもらって、市長宛てに10月8日、提出をさせていただきました。これについて速やかな報告を求めたわけなんですけれども、けさ8時に、杉本市長が議長室を訪れ、適正な事務執行の徹底についてという、この文章を議会に対して提出をしていただきました。これについて市長のほうから報告をお願いしたいと思います。

以上です。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

ただいま議長からお話ありがとうございました。9月議会におきまして、議案その他の資料に数多くの間違いが発生いたしまして、市議会の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを改めておわびを申し上げる次第でございます。

このたび、市議会からいただきました適正な事務執行を求める申入書につきましては、今後の対応等について大変重く受けとめ、書面提出をいたしました。その内容につきまして、総務部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

初めに、市長からも話ございましたが、9月議会、そして、それ以前におきましても、事務処理のミスが繰り返されてしまい、大変ご迷惑をおかけしたことに對しまして、私からも改めておわび申し上げます。

それでは、私から、申込書に対しての今後の取り組み等について説明をさせていただきます。

取り組みの内容といたしましては、資料配付をされております、本日、議長に提出させていただきました、適正な事務執行の徹底についてのとおりでございますが、当たり前のことではあります、基本としては、複数の職員によるチェック体制の確立と、ふだんやりなれている提携業務であっても、しっかりと確認を行うことを徹底するというところでございます。

言葉だけにならないよう、具体的な取り組みを実行しなければなりません、例えば現在も各課の事務執行に当たりまして、それぞれミスをなくすよう、チェック表で確認をしながら行っている業務もございますが、今回、特に議案や決算資料など、誤りが多かったということでありまして、これにつきましては、総務課で今後速やかに作成をいたしますが、チェック表をつくり、それに基づいて、複数での確実なチェックを行うということを実行してまいります。

そして、適正な事務執行を行うためには、組織内での意思の統一や連携、協力が不可欠でございます。今月29日に外部講師を招きまして、「助け合いの精神が組織を強くする」という演題で全職員を対象にしました研修会を行い、組織として業務を執行することについて全職員が共通認識を持つよう考えております。

一部の職員だけでなく、全職員が同じ気持ちを持たないと改善にはつながりませんし、職員の個々が、組織内での自分のやるべきこと、与えられた業務や立場をしっかりと理解した上で、組織として業務を行うんだということを、このような研修を通して、それぞれが自覚を持ってもらえるようになればと考えております。

この研修につきましては、議員の皆様もご都合がつくようございましたら、ご参加していただければと思っております。この後、ご案内の通知を議員さんの棚の中に入れていただきますが、29日の火曜日になりますけど、い～らで行きます。午後6時半から1時間半程度で考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

今回提出されました申入書の重みをしっかりと受けとめまして、職員の意識や質の向上を図りまして、皆様から信頼される市役所や職員となるよう、適正な事務執行に努めてまいりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（太田佳晴君）

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

今回の9月議会もそうなんですけど、今までの一連の流れで、私個人的に感じたのは、ちょっと余りにもミスが多過ぎて、もう本会議場で、議員側から激しい怒号や叱責が飛んでもいたし方ないレベルかなと正直思いました。ただ、我々牧之原市議会がそれをとがめ立てたところで、職員は縮こまるだけですし、生産性は落ちるだろうし、負の感情にとらわれてしまっては元も子もないということで、こういった冷静な申し入れというものをしたと思います。

その中で、こういうふう具体的に出示していただいたんですが、ちょっと私が残念に思ったのが、当然のごとくダブルチェックされていると思っていたんですね。製造現場ですと、ダブルチェックして漏れがあったらトリプルチェック、トリプルチェックして漏れがあったらフォースチェックと、そこまで行くと非生産的だし、非合理的なんですけど、それでもミスはしちゃだめだよということで、どんどん手間がふえる、生産性は落ちる。そういうふうにもやっているんですよね、民間では。

そういった意味で、この文章を読むと、ダブルチェックしていなかったんだというのが、ちょっと非常に残念なんですけど、一方で非常に思うのが、今、ラグビーワールドカップをやっていますけど、15対13で勝てといっても無理なんですよ。やっぱり人数って基礎的な部分で、ベーシックな力になると思うんですよね。今、これからダブルチェックして、チェック体制を確立していきますとおっしゃっていただきました。恐らく皆さん、やる気と根性で頑張ってもらえると思うんですが、絶対的な、要はマンパワーというのは足りませんか。チェックを確立しますと言うだけ言って、実際はマンパワーが足りないということはありませんか。

行政の職員さんって、市民の皆さんが聞いたら、懇切丁寧に1時間でも2時間でもその方に対応されますよね。そういうふうに行われているからこそ、市民のために働いてくださっているからこそ時間が足りないということもあると思うんですよ。そうすると、やっぱりこうはいつでも、ダブルチェック以上お願いすると、結局職員さんに大きな負担をかけてしまうんじゃないかなと、そこを危惧するんですけど、それでも大丈夫ですか。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

まず、少し言葉が足りなかったのかもしれませんが、ダブルチェックを全然やっていないとい

うことではございません。ダブルチェックをやっても、中にはミスをしてしまったりというものもあるし、全てがダブルチェックでやっていたかどうかというところも疑問な点はございますので、こういうことを出して、確実なチェックをこれ以上やっていくんだよということを知らしめたいということが一つあります。

それから、マンパワーの話でございますが、以前から職員の数という話もございます。実際ヒアリングをした中では、当然今よりは要望がございますが、やはりその点は、全て要望どおり職員の数をふやしていくというのは、これから将来の牧之原を考えてもそれはできませんので、やはりその事務の改善をしながら、今の職員の数にあった事務の執行を効率よくやっていくということを考えていかなければならないと考えております。

○議長（太田佳晴君）

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

もうそこまで言っていたら、それ以上言うことはないんですが、効率よくやっていくほかない、将来のことを考えて。将来のことを考えるのも大事ですが、12月議会のことも大事なんですよね。12月議会で、将来を見越して定数はふやせないよと。ふやせないからこそまたチェック漏れがありましたというんでは、本末転倒になるので、将来ももちろん大事ですが、今現在進行形の今も大事だと私は思います。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

おっしゃるとおりでございます。9月議会で議案の訂正があったことを反省しまして、12月議会ではきっちりとした議案を出すように努めてまいります。

○議長（太田佳晴君）

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

私も40年余り職員としてやってきたわけですが、今思うと、やっぱり職員によっては、今ついているところが得意である職員もいるだろうし、ちょっと苦手な職員もいると思います。そうしたものをトータル的に考えて、やっぱりその職場のコミュニケーションというのが非常に大事なかなというふうに思っております。職員は、やっぱりのびのびと仕事をやってほしいし、余り縮こまらないうでほしいという面もあります。

そういう意味も踏まえて、やっぱり課というか、職場の内部のコミュニケーションを、総務部長を先頭に立って、風通しのいい職場で、職員さんが縮こまらずに、のびのびと仕事ができるような環境をつくっていただきたいというふうに思います。そうしたことでそうしたミスがなくなっていくのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

この通知にも書かせていただきましたが、コミュニケーションがとれた職場の環境づくりということで、今回の研修でもそういう話があるのかなとは思っていますが、まず、下の者から上の者に積極的に話をするというのがなかなかやっぱり難しい部分もありますので、部長、課長は特に、ふだんから職員に対して気軽に、仕事のことばかりではなくて、ふだんから話をかけて、いつでも話ができるような、そんな体制をとれるのが理想かなと思っていますので、できる限りそういうことで、部長、課長にも積極的に声かけをするようにということで指示をいたします。

○議長（太田佳晴君）

鈴木千津子議員。

○15番（鈴木千津子君）

こうした小さなミスといいますか、事務的なミスだと思うんですね、今回のは。ただ、私たちがやはり懸念するのは、こういったことが重なることによって市民へ出すような配布するものとか、実際の業務、お金のこととか、そういったことに広がっていく、そういったことも心配をします。

そうしたことから、ぜひ当然これはわかり切っていることだと思うんですけど、こういう小さいことからいろんなことにつながっていくことから、ぜひ市民のほうへの業務には絶対広がらないように、そういったこともチェックをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

まず、当然市民に対して迷惑がかからないようにというふうに事務執行するのが当然のことだと思います。ことしでも、同姓同名の方を間違えて通知を出してしまったりということもございますが、特にそういう個人情報の保護に関しては、やはり重要なことでありますので、自分がやっているのが本当に個人情報を持って仕事をしている重要な仕事だということを、やはり理解をした中で、丁寧に慎重に、緊張感を持ってやることが必要だと思いますので、そういうことも各個人で自覚を持って仕事をしていただくということを進めていきます。

○議長（太田佳晴君）

ほかはよろしいですね。

名波議員。

○8番（名波喜久君）

事務的には、非常に大勢の中で一つの資料を見ていって大変だと思いますけど、人をふやせばチェックするにオーケーだという、そういう考えでいたらとてもできないと思うしね、やっぱり書類をつくる人の、自分の主なところを見てやらないといかんと思うけれども、一つは余り言い

方はよくないけれども、人を信じるなということで、資料についてはね。ふだんの生活については別に関係ないですよ。その資料の点検については人を信じるなということでチェックしてもらわないとね。

だから、この総務でつくるチェックリスト、それも各課、部の今までの欠点のところ、それは特に深く内容を入れてもらって、チェックリストをしっかりとつくってもらって、若い職員でも見て、このリストを見たら、ここはどうだということがはっきりわかるように、その辺はぜひチェックリストはしっかりとつくってもらいたいなど、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

総務部長。

○総務部長（辻村浩之君）

チェックリストは、当然そういうふうにはきっちりつくる予定でいます。例えばミスがあったものに対して、ただミスをしてしまった、これから気をつけますでは前進しませんので、どういうミスをしたか、なぜミスをしたか、では、改善はどうしていくか、そこのところの3点をきっちりして、そういうのも情報共有をしていければいいかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ほかには。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

以上で、この件についての報告を終わります。

それでは、総括的な質疑をお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、これで市長報告を終了します。お疲れさまでした。

10時30分まで休憩といたします。

〔午前 10時 15分 休憩〕

〔午前 10時 30分 再開〕

○議長（太田佳晴君）

それでは全員協議会を再開いたします。

○議長（太田佳晴君）

次に、3番の議長・関係議員・委員会報告ですけれども、私のほうから、関係するものについて報告を先にさせていただきます。

10月6日の牧之原市文化祭芸能発表会ですけれども、これは、私はちょっと所用で出られなかったんですけれども、また後ほど、もし報告がありましたら、見えられた方をお願いしたいと思います。

10月8日の牧之原市御前崎市広域施設組合議会ですけれども、平成30年度の会計歳入歳出決算の認定について、令和元年度の補正予算第一号について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、ほか3件の関連する議案が提出されましたけれども、全て原案どおり可決されました。その後、全員協議会が開かれまして、消費税改正に伴う搬入手数料の料金改定について、保全センター維持補修費の今後の動向について、令和2年度の議員視察研修について、3件について報告があり、協議をいたしました。

10月10日ですけれども、西部地区の市議会議長協議会が御前崎市で開催されました。正副議長、事務局長とともに出席をいたしました。提出された議案につきましては、県の市議会議長会提出議案2件が採択されました。次回開催市が菊川市で、1月15日ということで決定され、議案の審議を終了し、その後、御前崎港の視察、西埠頭コンテナヤード、また、マリンパーク御前崎を視察、渚の交番を視察して終わりました。

以上、私のほうの報告とさせていただきます。

ほかには今回はないですよ。

芸能祭は、出席された議員の皆さんはご苦労さまでした。市民の皆さんが多く参加して開かれたと聞いております。

3 議長・関係議員・委員会報告 (2) 議会運営委員会

○議長（太田佳晴君）

次に、議会運営委員会の報告をお願いします。

委員長、お願いします。

○14番（大石和央君）

議会運営委員会、10月7日の報告です。

まず、9月定例会の振り返りということで、ここでは主なものなんですけれども、先ほど来ありました、議案書等のミスがあったということで、先ほど文書提出をして、回答があったということでもあります。

そして、提言書を出すことができたということについて、よかったという意見がありました。

そして、次に、一般質問ですけれども、この内容が一部地区に偏ったような質問というのが見受けられ、やはり一般質問は大所高所からの質問でありたいというようなことの見えがありました。常に、あわせまして、議員必携を読み返して、いろいろと活動をしていただきたいという

意見もありました。

そして、これは私のほうからですけれども、連合審査会で、一般会計の日程ですけれども、今、二日間で行われていますけれども、やはりじっくりといいますか、時間をかける必要があろうかというふうに思います。そういった意味で、日程を仮に今、二日のところを、一般会計については、これは三日にして、今、質疑が3回までしかできないということ、これをフリーにするというか、一問一答で行われるような、そんな改革も必要ではないかというようなことを申し上げました。以上です。

そして、(2)ですけれども、要望書と意見書の提出の陳情がありましたけれども、いずれも郵送によるものでありますので、お手元に資料が配付されてありますけれども、資料配付といたしました。

そして、(3)で改選についてです。これもお手元にあります。確認をしていただきたいと思っておりますけれども、このような日程で行っていくということと、それぞれありますので、確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、(4)ですけれども、令和2年度、議会費予算要求についてということでもありますけれども、これは、委員会等の視察研修費等の例年どおり要求をしていくということと、それから、議員研修が今、予算どりは年2回ということで、40万円を予算どりにしているんですけれども、これは、これまで1回ということが多かったものですから、来年度については1回ということで、講師料も上がっているということで、30万円というようなことで計上していくというようにするということがあります。

それから、タブレット導入が予算計上するということがあります。その点で、皆さん、タブレットはいよいよ来年度導入ということで、改めてご確認をいただきたいということでもあります。

以上ですけれども、事務局のほうから何か補足はあります。ない。

では、これで終わります。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長(太田佳晴君)

続きまして、総務建設委員会委員長、お願いします

○8番(名波喜久君)

総務建設委員会ですけれども、先日の提言後、その後の会合等、特にありません。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長(太田佳晴君)

文教厚生委員会委員長、お願いします。

○7番(大井俊彦君)

10月15日にですけれども、最終の保育園施設マネジメント意見交換会を行いました。今後のス

ケジュールですけれども、計画の素案を12月の全協で示すとのことですので、またそこで皆さんからご意見をいただきたいということでございます。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長(太田佳晴君)

議会広報特別委員会委員長、お願いします。

○6番(藤野 守君)

10月1日、そして8日に編集会議を行っております。第56号の発行の計画ですが、いろいろ原稿については速やかに出していただきました。ありがとうございました。多少編集の中で校正とかそういったこともあるかもしれないですが、またご協力をよろしくお願いします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長(太田佳晴君)

議会改革特別委員会委員長、お願いします。

○15番(鈴木千津子君)

議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

10月11日に議会改革特別委員会を開催し、ワーキンググループ1及び2から、この2年間の総括となる報告及び次期へ引き継いでいく事項について報告していただきました。

ワーキンググループ1は、議会基本条例の検証及び見直しについて検討していただきましたが、条例の改正のほか、新たに追加する必要があると思われる条項があること。また、文書質問については、申し合わせ事項などへの規定について、今後も調査、研究していく必要があるとの報告及び引き継ぎを受けました。

ワーキンググループ2は、議会への市民参加について検討していただきましたが、議会モニター制度については、今後、職務及び謝礼等についてはさらに検討し、詳細な運用はさらに検討していく必要があるとの報告を受けました。

ワーキンググループ3の政務活動費、報酬提出については、既に全員協議会において検討されております。

また、私からは、視察研修につきましては予算措置がなされているため、実施の可否については次期の委員会で検討をお願いすることを報告していただきました。

以上、議会改革特別委員会の2年間の総括の報告といたします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (7) 政治倫理委員会

○議長（太田佳晴君）

次に、政治倫理委員会委員長、お願いします。

○7番（大井俊彦君）

9人の請求人からの請求案件ですけれども、現在は一人辞退されまして、8人の請求人になっておりますけれども、この方々からの請求案件につきまして、政治倫理委員会で現在協議を進めているところでございます。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 （8） 政策立案推進部会

○議長（太田佳晴君）

次に、政策立案推進部会部会長、お願いします。

○13番（中野康子君）

政策立案推進部会の2年間の総括について報告をいたします。報告書につきましては10月15日付で議長宛てに提出しておりますので、概要のみを説明させていただきます。

ワーキンググループ1は、濱崎委員を座長として、原口委員、鈴木長馬委員の3名で、（仮称）牧之原市の子供たちの未来を育む条例の制定に向けて取り組んでいただいているところであります。検討の経過及び進捗状況ですが、毎月1回程度、定期的な会議を開催し、本市の状況や課題の把握のほか、他市の先進的な条例を参考として調査研究を進めており、現在は、具体的な条文の立案作業を進めているところであります。今後の進め方につきましては、市の方針や計画との整合性を図るため、市当局との勉強会やヒアリングを実施していきたいと考えております。また、パブリックコメントを実施することにより、市民からの意見もお聞きしていきたいと思っております。

ワーキンググループ2は、平口委員を座長として、鈴木千津子委員、私の3名で、議員が疾病等により長期間欠席した場合に、議員報酬等を減額する条例の制定に向けた取り組みを行いました。本件につきましては、さきに閉会した9月定例会において、牧之原市の議会の議員の欠席時における議員報酬等の特例に関する条例として、議員発議により上程され、全員賛成により可決されましたので、詳細は割愛させていただきます。

なお、本条例は令和元年10月4日から施行されていることを申し添えさせていただきます。

以上で政策立案推進部会の報告といたします。

○議長（太田佳晴君）

各関係議員、委員会の報告が終わりました。この件に関して、質問があればお願いします。

大井議員。

○7番（大井俊彦君）

ただいま報告がありました政策立案推進部会の件ですけれども、条例制定に向けての作業を行っているということですのでけれども、条例という、本市における憲法という位置づけぐらいの大き

なものでございます。

そうした中で、もう少し議員全員に、どうした趣旨で、どうした目的で進めているのか、現在どういうところまで来ているのか等々について、もう少し情報提供していただければなというふうに思います。

というのは、やっぱり条例ですので、規則、規定ではありませんので、その辺はやっぱり議員全員が、そうしたものについては情報を共有する必要があるのかなというふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

部会長。

○13番（中野康子君）

ただいまご意見をいただきました。

先日ですか、ファシリテーターの原口さんを交えまして、さまざまところの課題を今、検証しているところでございますので、議員の皆様にも、細かな説明をまた座長とともに検証して、報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（太田佳晴君）

この政策立案推進部会については、この2年間、初めての試みで始めたものでございます。その中で、具体的に条例の制定を目指すという目的を掲げて、2年間お願いしてやってまいりました。そういったことで、この9月に念願の一条例を制定したというのは大きな成果だったと思います。これについては今後、牧之原市議会の中で、ただいま大井議員が指摘されたようなこともしっかりと踏まえて、よりよい条例ができるように、議員全員で取り組んでいけるような方向へぜひ行ってもらいたいと思います。

ただ、今回については、それぞれ各議員いろんな持ち分、仕事がございましたので、あくまでも希望者でということ立ち上がってやってまいりましたけれども、なるべく多くの皆さんに参加して、条例制定を協力して目指すような形でお願いできればと思います。

ほかに質問はございますか。

濱崎議員。

○2番（濱崎一輝君）

一般質問についてちょっと確認をしておきたいんですけども、それこそ自分たちが、1期です、議員になったときに、いろいろ研修会だとか、中でも学んできましたし、先輩議員からもいろいろ聞いてきたんですけども、一般質問というのは、その市全域にかかわること、大所高所にかかわることという中で、地元の要望に関してはだめだよというふうに聞いていたんですね。それも結局地元のほうから、私もこういうことを聞いてくれということと言われるんですけども、そういった地元の要望に関しては町内会長から、それから区長を通して、市のほうに要望してくれということで、全体的な、市全域に係ることに関して一般質問でということ説明をしている手前、個々に、例えばいろんなところの、具体的に地元の要望なんかを言っているのかどうなのかというところ辺りが、すごく言われる部分もあるものですから、今後のために、どの辺まで

できるのかというのをちょっと確認をしておきたいなというところであるんですが、その点に関してはどうでしょうかね。

○議長（太田佳晴君）

まず、議運の委員長、いい。議会運営委員会でいろんな意見が出て、そのことだと思うんですけども、それについて、まず議運の委員長のほうから。

委員長。

○14番（大石和央君）

一般質問については、確かにまず、大所高所からというようなことで組み立てられるということが必要かというふうに思います。

しかしながら、確かに地元の要望を通すという意味ではなくて、やはり問題点があれば、その問題点を解決するための、そうした方策等を聞くということは必要かというふうに思いますが、その点は、市全体の問題としてどういうふうに捉えられるかという観点で質問しないと、やはり地元の要望という形になってしまうおそれがあるということで、それをやはり考えないといけないかなというふうに思います。

ですから、質問するに当たりましては、我々は地区からは出ているけれども、でも、全体の市議という役割を果たさなければならぬという、この立場をきちんとわきまえた上で質問をするということが必要かなと思います。これくらいで。

あと、実際議運としては、次の組織体制のところ申し送りしたいんですけども、やはりもう一度、一般質問等々のルール、こうしたものを全員で確認をしていく、勉強をしていくという、こういう作業も必要かなというふうには思っております。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

ありがとうございました。

今、議運の委員長から報告、確認がありましたけれども、私は、議運の中ではオブザーバーという立場で出ているもので、意見は控えさせていただいたんですけども、議長としての見解ですけれども、基本的には今、議運の委員長がお話ししたとおりだと思います。

やはり我々は議員必携をしっかりと読んで、それをもとに一般質問を組み立てる、それが基本だと思うんですけども、その中でやはり大所高所からということで、やはり地元の要望等は、それは控えるというようなことなんですけれども、当然なんですけれども、私も実は大分前、ある地区のある方から、農業のため池、これが地元のため池が非常に水漏れもしている危険な状態なもので、何とかしてもらいたいというような相談がありました。そのときに私は考えたのは、ちょうど東日本大震災の後でもあったし、農業用ため池の決壊によって死者が多く出た、こういったことを踏まえて、市内のいろんなため池を自分なりに見て回りました。それをもとに一般質問で農業用ため池を。それは当然地元の当該のため池ということも視野に入れる中でやったわけなんですけれども、それをもう全体というふうに広げていったんですけど、ぜひともやはり、いろ

んな、当然議員というのは地区を背負っているし、地区からの要望があるかと思います。それはそれとして、地元の区長さんとともに当局へ働きかける、その手助けというのは当然議員はやっていく必要があるんですけども、やはり地区のことは地区の区長さん、それで、議員にできることはやはりそれを、今議運の委員長が言われたように、どれだけ市の問題として提案できるかというようなことでぜひ進めていっていただきたいなと思います。

そうしないとやはり、それぞれの議員が地元の要望合戦のような一般質問になるというのは、これはもう当然思わしくないと思いますので、またその辺も、また後半の体制の中で気がついたところは議員間同士で指摘し合って、よりよい一般質問に高めていってもらえればと、そんなふうに思います。

以上ですけれども、よろしいですか。

村田議員。

○10番（村田博英君）

基本的には、議運の委員長とか議長がおっしゃったとおりで、私も坂口谷川と榛原病院の件で3回か4回やったことがありますけど、基本的にはやっぱり公平感を持った内容にしないと、地元というよりも、誰かに言われてやったということになると、片方だけになるでしょう。

だから、原の山を何とかしろやと誰かに言われたって、結局その土地が自分の土地だったとかということになると、私の議員としての価値を問われる、資質を問われちゃうので、そういう意味の価値観を、公平感を持った一般質問ということで、これは通告質疑ですから、通告されたときに、やはり指摘をしてやらなきゃいけないと思うんですね。それで、指摘を受けたら、突っぱねるんじゃないなくて、どうかということをお互いに聞いて、それで事務局に諮って、勉強するというじゃないですかね。

○議長（太田佳晴君）

今、村田議員が言われたように、最終的には議長が許可するというのが、これが前提なもので、全ての責任は議長にあるものですから、自分が至らなかったことはおわびすると同時に、また、そういった指摘も踏まえながら、ぜひ後半、いい一般質問をやっていただきたいなと、そんなふうに思います。

いいですか。

鈴木長馬委員。

○1番（鈴木長馬君）

私が地元のことについて質問するようなこともあるものですから、その辺につきまして非常に反省しているんですけど、その辺で、例えば議長に提出するときに、この辺はということで、やっぱり問題点を見つけられるようでしたら、その辺を指摘していただければ、その辺でまた再考できると思います。ということです。

○議長（太田佳晴君）

よろしく申し上げます。

では、ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

4 協議事項

○議長（太田佳晴君）

それでは、次の協議事項ですけれども、今回、協議事項がなかったものですから、書いてありませんけれども、何かありましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

よろしいですか。

5 その他 （1） 中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書についての経過報告

○議長（太田佳晴君）

では、5番のその他。中央新幹線建設における大井川水系の水資源の保全に関する意見書についての経過報告。これは、ちょっと皆さんわかりが悪いかと思うんですけれども、きょう、資料として、島田市議会事務局から議会事務局に送られてきたメールと、島田市議会がつくりました、県と国に対する意見書の案というのが2枚つづりになっております。これともう一つ、意見書の経過という1枚のA4の用紙がありますけれども、これをごらんいただきたいと思います。

この意見書の経過に沿って、私のほうで経過説明をさせていただきたいと思います。よろしいですか。

この9月議会が終了したころから、新聞の中で、県、国に対するリニア関連の意見書提出の記事が周辺の市で、掛川、島田とか載っていたのをごらんになったかと思います。このことなんですけれども、実はこの経過の中に書いてある、9月9日に、島田の議会事務局から、このような文章が意見書の案とともに送られてまいりました。これは、島田市議会で今度、国と県に、大井川のリニアの関係で、水資源の国と県に対する意見書を出すということの案内だったんですけれども、これについて、ことしの1月に、JR東海に対して8市2町の議会議長がまとまって、意見書じゃなくて要請書を提出しました。その流れの中でということで私は当然思っていたんですけれども、この文書がメールで来まして、その同日に、掛川の議会事務局より、この意見書の件で、私のところへは掛川の議長から連絡がありますよということで私は報告をいただきました。

掛川の議長からの連絡を待っていたんですけれども、私のところへは、恐らく、ちょっと履歴に残っていなかったものですから、かけなかったんですけど、1週間後ぐらいだったと思います。掛川の議長から私のところに連絡がありまして、その内容については、島田市議会でも今度意見書

を提出するけれども、それは各市町の判断でやってくれればいいという、このような内容で掛川の議長から連絡がありました。

その後、9月19日になっておりますけれども、掛川の事務局より、掛川、袋井、菊川が9月定例会で意見書を提出する見込みだということで連絡がありました。

9月20日には、藤枝、焼津、吉田、川根本町が意見書提出についてという方向でいるということで、事務局で確認していただきましたところ、このような確認がとれました。

残るは御前崎市と牧之原市。島田、掛川、袋井、菊川の4市以外については一部修正し、最終日に発議を予定していると、このような一応事務局としての情報をとっていただきました。

この時点で、川根本町のほうからは私のところに連絡がありまして、どうするんだということで、自分の考え方を、現状を話したら、川根本町も、うちもそのとおりでと思うということで、そのとおりでというのが、今回は、8市2町がしっかり連携して出すべきだということで、少し見合わせておくということで話をさせていただきました。

そういったことで、御前崎市ともお話を、その間したんですけれども、やはり詳細な内容について全くわからない中で、この件が進んでまいりました。

そういったところが10月8日、川根本町の議長が牧之原市、また御前崎市を訪問したいということで、うちの議会の議長室に川根本町の議長さん、また、御前崎市議会の議長さんが見えまして、三者で協議をいたしました。それで、川根本町からの情報も確認したんですけれども、実は川根本町の町長も、やはり今回、単独じゃなくて、8市2町がしっかり連携して出すべきだということで、島田市議会へも既に申し入れをしたけれども、島田市議会のほうでは、いや、今回は、とにかく島田市議会は出すんだということで、それを取りつけないかったということだったんです。

そういったことで、もう9月定例会が終了して、吉田町が一番最初に県に意見書が届いたということだったらしいんですけれども、県の水利用課も突然意見書が届いたということで、どうなっているんだということだったようですけれども、そうしたら、続々議決した市議会から意見書が届いていたということで、水資源課のほうでも心配して、うちのほうに問い合わせがありました。

それで、ちょうど2市1町が集まる日だったものですから、できれば県の水利用課の課長さんにも来ていただいて、共通認識の中で、三者プラス県と話をしたほうがいいじゃないかということで、そうしましたところ、県水利用課の課長がこちらに来ていただきまして、10時半から三者の協議が終わった後、お話をさせていただきました。

それで、県のほうに確認したところ、県の要請で島田市議会が動いたかと思ったら、全く県の水利用課ではそういった要請もしていないと、その確認はとれました。そういったところで、我々牧之原市議会も当然JRに対してもお願いしたとおり、この問題については非常に大きな問題と捉えている。だから、考え方は一緒だよということで確認したところ、それは当然わかっていますということで、その確認もとれました。

それをもって確認したところ、県のほうでも、皆さんで出していただければ我々も心強いとい

うことがそこで初めて確認がとれたものですから、川根本町さん、また、御前崎市のほうと、それでは、それをもって、私もしっかりこの件について議会に報告させてもらいながら進めていかせてもらいますということで確認がとれました。

ただ、もう意見書提出には、本会議ということになるものですから、もう9月議会は終了しているし、12月議会を目指しましょうということで、これも全ては議決されることが前提なものですから、皆さんがどうお考えになるかになるんですけども、そういったことで、県の水利用課の課長さんには御前崎市の議長さんとともに確認をとらせてもらいました。

そして、10月10日ですけども、県のほうから意見書を知事に手渡すための日程調整についてのメールが届いております。多分御前崎市と牧之原市ということになると思うんですけども、12月中下旬、下旬を予定していますよということで現在届いております。

この前に、恐らく10月、まだ日程を聞いていないんですけども、10月か11月の初旬には、ほかの6市2町になるのか、6市吉田だけになるのか、知事のほうへ意見書が提出される、このような予定になっております。

それで、きょうを迎えるに当たって、まずは島田の議長に、ちゃんと今回どうしてこういうふうなことになったかということで確認をとらなければということで、きのう、御前崎市の議長とともに、島田市の議長を島田市役所に訪ねて、ちゃんと今回の経過を確認して正しました。なぜことしの1月に、せっかくあのときは議長も集まって、今回JRになぜ出すんだと。それで、文章もちゃんと確認した中に出したのということで確認をとったところ、とにかく島田市議会は、今回9月議会で出したかったんだと。だから進めたというような苦しいことだったんだけど、それならば、なぜ9月にということで、私も問い詰めました。しかし、明確な理由は、回答はなかったです。

そして、我々も、では、9月議会でなければ意味のないものならば、我々が今後出しても意味がなくなっちゃうじゃないかということでも言ったんですけども、いやいや、そんなことはないからというようなことだったんですけど、私の結論からいくと、やはり島田市議会在、せっかく8市2町でまとまって出したものを、そこのしっかりとした取りまとめをせずに、まずは9月でやりたかったという、ただそれだけじゃなかったかなと。それを受けて、ほかの市議会のほうは、水の問題だから、これは大事だからということで、そういった連帯感をそんなに考えずに判断して出したということのように思います。

それで、私は、なぜ島田市の議長に確認をしたかということ、これからは本当に静岡県としても、この8市2町の圏域を守るために大事なことだと思ったものですから、私も後1カ月余りですから、今後体制を引き継ぐ中で、ぜひとも島田市議会がリーダーシップをとる場合は、呼びかけていただいて、しっかり整合性がとれる意見書をまとまって出してもらいたいと、そのように申し入れをして、島田市議会の議長も、本当に不手際があつて申しわけなかったということで、回答をもらってあるものですから、きょうの皆さんへの報告が初めてになるものですから、今後、少しほかの町とはおくれた部分はありますけれども、当然意見書については、議運へまず諮るよう

になるものですから、ちゃんと案分をしっかりとしくしまして、議運のほうへ提出をさせてもらって、今後どうするかということも諮っていただきたいと思いますなど、そんなふうに思います。

経過報告をさせていただきましたけれども、この件について質問等ありましたらお願いします。
藤野議員。

○6番（藤野 守君）

ちょっと整理すると、御前崎市と牧之原市と川根本町が意見書が採択されていないということ。

○議長（太田佳晴君）

そうです。現状。

○6番（藤野 守君）

現時点では。そうですか。

それで、やはり非常に重要な問題ですから、ぜひ、島田市が、1市が先行しているようなんですけど、それに対して非難的なことを私たちは思っはいけないと思うんです。

ぜひ議長が今言われた連携とか、そういったことの観点から協議していく必要があるのかなというふうに思います。

○議長（太田佳晴君）

私が、なぜ私の手元で議長預かりにさせてもらったかという理由に、やはり今回、なぜ、どのような理由で、県と国へ意見書を提出するのかという理由が全く不明確だったんです。そのことと、やはりせつかく8市2町でJRに対して記者会見までやって、この地区は議会もまとまって、しっかり県知事、また各首長を後押ししているという姿勢を示したにもかかわらずというのが、自分とするとやっぱりやり方としておかしいかなということがありました。それと、それでは皆さんに、その時点で、今回意見書ということで報告をさせてもらって、私にもし質問を受けた場合、全く答えられないんです。だから、本当に申しわけない部分がありますけれども、そういう対応をさせていただきました。

ですから、しっかりどのような内容で県、国へ出すのがいいかということで、そこで、また当然どういう形で付託されるかは議運の判断になりますけれども、そういったときに、しっかり議会の中で統一的な見解を持って、しっかりと意見書の提出になれば、内容的にも充実したもので出してもらいたいなど、そんなふうに思います。

平口議員。

○5番（平口朋彦君）

今までの経緯はわかりました。今さら8市2町で出し直ししようというのはもうないと思うので、個別にもう出していくんだという、今回に限ってはそういう方向になると思うんですが、この内容についてなんですけど、これから付託して、一字一句つくり上げていくとは思いますが、一方で、今、報道等で現状を見ますと、川勝静岡県知事がいろいろなあの手この手で対外的な交渉を行っていただいているのはよく見てはとれているんですけど、いかんせんちょっと分が悪いというか、敵をつくり過ぎているというか、むしろ静岡県がわがままを言っているように、

ほかの他府県はとっているんですよね。

そういった部分で、例えば県のほうにはリーダーシップをとっていただくとともにというふう
に記で期待されていますよね。これをもっと具体的に、せっかくでは、もう8市2町でコンセン
サスをとらずに自前を出せるんだったら、もっと具体的なものに落とし込んでいくかどうかとい
うのを、ここで一旦皆さん、つくり上げる前に方向性って決めたほうがいいのかなど。

例えば、もう断固たる決意で、1ミリのデメリットも享受しないんだと。この下流域64万人は、
もう一切のデメリットを認めずに、もしデメリットがあるんだったら迂回しろぐらいまで、議会
として、それがかなうかどうか別ですけど、もう静岡を通るなというぐらい強い覚悟で物を申し
ていくのか。いやいや、やはり委ねますので、頑張って交渉してくださいと言うのかというのは、
この字面を考える前に、議会でちょっともんだほうがいいのかなど思うんですけど、その辺はど
うですかね。

○議長（太田佳晴君）

私が考えるのが、先ほど、なぜという理由の中でお話ししなかったんですけど、具体的にそれ
では、国へ出す意見書、国の関与について明確でないんですよね。でも、しかし、これは国策な
もので、どこかの段階で当然国が入ってきて、ある程度の国の力を持って進める、それが多分、
今その時期に、そろそろタイムスケジュールから言ってくるんじゃないかと思います。だも
ので、島田市の議長は、具体的には言わなかったですけども、ある意味大きな力が働いているこ
とは事実だと思います。

そういった中で、市長へは今の状況を私は報告をして共通認識で進めてきたつもりなんですけ
れども、それは、やはり牧之原市議会が協力しないというふうに思われるのが私は嫌だったもの
ですから、それはもう、思いはみんな一緒にいるからということで、やはり市長も、10月1日の
中日新聞には少し掲載されたんですけども、牧之原市長、国の関与を警戒と。どのような形で
国に入ってきてもらいたいかということも、本当は8市2町で、その意見書の中に明記してやる
べきだったと私は思っているんです。

ただ国に調整に入ってくれというようなことで、島田市の原文には入っております。国の関与
について、その範囲等を明確にされたいこと。これは明確なんですけど、例えばほかの議会で出
したやつには、国の関与というものはとっちゃってあるところもあるんです。だから、そういう
ふうにはばらばらだと、それでは、どこかの議会はどうか、ほかの議会はという、その温度差って
非常によくはないと思うんです。

やはり当然、今回平口議員が言われたように、かなり静岡県自体が少し悪者的な、ほかの県か
らすると、リニアの建設に国策で進んでいるにもかかわらず、協力しないというふうに少し見ら
れ始めている部分はあるかと思います。

ただ、そういったやはり大事な問題を含めているもので、だからこそ議会がしっかり共通認識
を出す必要があると思ったものですから、私も少しとめさせてもらったんですけど、なかなか最
初にどうだという話も、やっぱりたたき台がないと難しいかと思うもので、今、少し進めており

ますけれども、まずは原文をつくらせてもらって、それを皆さんに提示して、いろんな今言われたようなことも含めて協議してもらいたいと思いますので、そんなことで進めさせてもらいたいと思います。お願いします。

ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（太田佳晴君）

それでは、どこかのなるべく早い時点で、議運のほうへ議長のほうから諮問させていただいて、それで今後の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

5 その他 （2） 議員研修会について

○議長（太田佳晴君）

次に、（2）の議員研修会について。いよいよあしたですけれども、事務局のほうからお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

あした、議員全員の研修会がマイハート うおとも のほうで行われます。前回にも一応報告はさせていただきましたけれども、あしたになりましたので、改めて出発時間、榛原庁舎 1 時 45 分、相良庁舎 2 時ということで、皆さんよろしくお願ひします。

会費ですけれども、6,000 円ということで、前回お願ひしましたように、きょう、集金をさせていただきますと思いますので、また事務局のほうでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

それでは、あしたの服装ですけれども、牧之原市はまだクールビズが継続しております。10 月いっぱい。ただ、もうクールビズが終わった市もあります。そういったことで、恐らくみんなばらばらで、ネクタイをして上着、また、うちの場合は、基本的にはクールビズなものでこれいいんですけれども、やはり少し統一感を持たせたいということで、それと、私は、皆さんをお迎えする立場になるものですから、上着とネクタイ、局長も進行になるもので、ネクタイをさせていただきます。

それで、一応私が考えたのが、上着だけは皆さん羽織っていただきたいと思うんですけれども、ネクタイについては皆さんのお考えもあるかもしれないもので、ちょっと確認をさせてもらいたいなと思いましたが、どうでしょうか。クールビズ、プラス上着対応でよろしいですか。いいですか。

では、議員の皆さんは、クールビズの上に上着をかけていただくということで、私と局長はネクタイを、迎える立場ということでさせていただくようにしたいと思います。よろしくお願ひします。

5 その他 (3) 視察受入れについて

○議長（太田佳晴君）

次に、視察受け入れについて、事務局より報告をお願いします。

事務局次長。

○事務局次長（原口みよ子君）

視察の受け入れがあります。23日から28日の間に3件あります。対話による協働のまちづくりが2件ありまして、今回は、IC周辺の開発についてということで、茨城県のほうの町の議会が土地利用特別委員会ということで、現場を見たいということで、新拠点整備室のほうにいらっしゃいます。

以上です。

○議長（太田佳晴君）

事務局係長。

○事務局書記（大塚康裕君）

先ほど、市長報告の中で、資料の1の勝間田川と萩間川の溢水箇所の図面が違っていたということですから、今、防災課のほうから資料の訂正がありましたので、今配付させていただきますので、ご確認のほうをよろしくをお願いします。

○議長（太田佳晴君）

それでは、全般を通じて何かありますか。

それでは、以上で議員全員協議会を終了いたします。ありがとうございました。

[午前 11時14分 閉会]